

WORK! DIVERSITYネットワーク における職業訓練、能力開発、 キャリアアップ、人材育成

(一社)ダイバーシティ就労支援機構岩田克彦



ダイバーシティ就労支援機構
Japan Organization for Diversity Employment Support



ダイバーシティ就労支援機構
Japan Organization for Diversity Employment Support

目次

- I. 地域でのダイバーシティ就労を推進する上での
多様な雇用・訓練施策の制度・運用改善について
- II. (全国プラットフォーム事業)
全国の就労支援機関における就労支援スタッフの研修
- III. (全国プラットフォーム事業)
キャリアラダーの構築

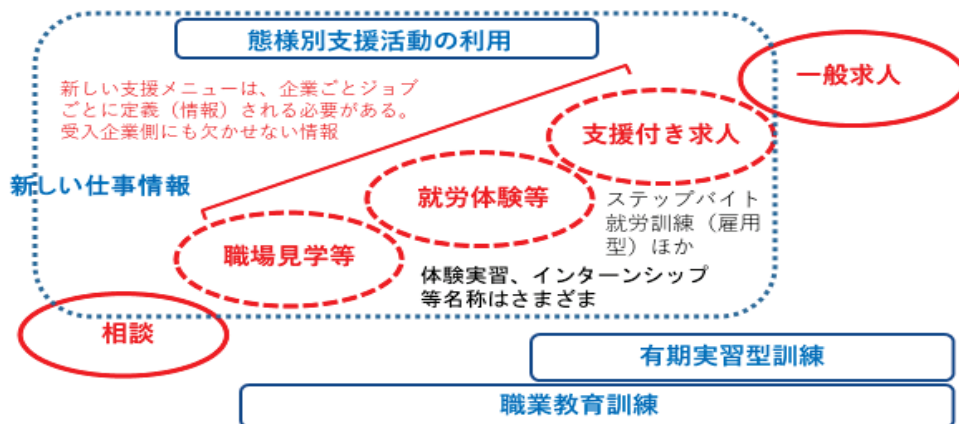
I. 地域でのダイバーシティ就労を推進する上での
多様な雇用・訓練施策の制度・運用改善

就労関係施策の整理表（事業ベース）

	障害者就労関係施策	障害者以外の就労困難者（を含む）施策
労働施策	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用促進法 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用義務・納付金制度（助成金） ・地域障害者職業センター ・（障害者就業・生活支援センター） ・ジョブコーチ支援 ○雇用保険法 <ul style="list-style-type: none"> ・特定求職者雇用開発助成金等 ○職業能力開発促進法 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職業能力開発校 ・障害の態様に応じた多様な委託訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域若者サポートステーション事業 ○求職者支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ○（氷河期） <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークでの伴走型支援 ・氷河期限定求人（企業の直接求人も？） ・短期資格等習得コースの創設 ・教育免許保持者へのリカレント教育 ・トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金等の拡充 ○刑務所出所者等就労支援事業 ○難病患者就職サポーター ○両立支援コーディネーター ○職業能力開発促進法 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルティング、ジョブカード等 ○職業安定法 <ul style="list-style-type: none"> ・若者関連の支援窓口（若者ハローワーク等） ○雇用保険法での各助成金

求職準備者が就労に向けて利用できる支援メニュー

図表10 求職準備者が就労に向けて利用できる支援メニュー（情報）



（出所）西岡正次氏「WDプロジェクト第11回企画委員会（2019年11月22日）提出資料

政府関与の方法	事 例	日本での具体例(・部分)と課題(○部分は政府文書から、◎は筆者の付加意見)
A. 教育・訓練「情報」の提供	A-1 教育・訓練サービスの内容・質についての情報提供 A-2 グッド・プラクティス(優れた実践事例)の開発、普及	・キャリア情報ナビや職業能力開発ステーション・サポートシステム(ともに高齢・障害・求職者雇用支援機構) ・卓越技能者(現代の名工)の表彰、技能五輪(国際技能競技大会)等 ◎積極的な情報発信、海外との積極的情報交換⇒職業教育・訓練分野を横断したナショナル・センターの設立
B. 職業能力・教育訓練成果に対する「評価尺度」の提供	技能検定、資格、職業能力評価基準等の教育・訓練成果や職業能力を評価する制度の整備	・技能検定、職業能力評価基準、「ジョブ・カード制度」(職業能力形成プログラム) ○キャリア段位制度の構築 ○教育・訓練の質確保 ◎NQF(国単位の資格枠組み)の構築
C. 教育・訓練機関と労働者との「人的媒介」	C-1 職業紹介機関による教育・訓練受講あっせん C-2 キャリア・コンサルティング(求職者の能力と求人側の求める能力のあい離を狭める相談)	・ハローワークによる職業相談、キャリア・コンサルティング、訓練受講あっせん ◎厚生労働、文部科学両省が連携した、キャリア・コンサルタントやキャリア教育・職業教育担当教員に対する在職研修の実施
D. 教育・訓練に要する「カネ」の提供	D-1 個人向けの教育・訓練資金援助制度 D-2 企業向けの教育・訓練資金援助制度	・所得税控除、教育訓練給付、技能者育成資金、キャリア形成促進助成金等 ○求職者支援制度(雇用保険外の者への訓練)期間中の生活保障)の構築
E. 教育・訓練を可能にする「時間」の創出	E-1 休業期間中の給与補助 E-2 長時間労働の規制 E-3 長期訓練休業の法制化	・雇用調整助成金、退職前長期休業助成金 ・残業規制、年休の完全取得の奨励 ◎フランス、デンマーク等にならない訓練休業の法制化
F. 直接的な教育・訓練機会の提供	F-1 公立機関による直接教育・訓練 F-2 教育機関、企業等への訓練委託 (※) 企業実習の重視	・公共職業訓練機関の訓練、委託訓練 ・高校専門学科、高等専門学校等の職業教育 ◎文部科学省関係の専門高校、短大、大学等と厚生労働省管轄の職業能力開発大学校、都道府県高等技術専門学校等との間における相互進学・編入 ◎職業高校や高等専門学校における、就学年齢の青年だけでなく、在職者や失業者を対象とした訓練の提供
G. 教育訓練を担う「ヒト」の育成	教育訓練を担う専門職、機関・団体の育成	・職業能力開発総合大学校での指導員養成 ・専門高校教諭は大学等教職課程で育成 ◎オールジャパンでの職業教員・指導員の共同育成

検討課題

- 個別の支援ニーズに即した職業訓練、能力開発、キャリア支援をどう進めていくべきか？
- 各地域で、職業訓練、能力開発のどの領域に力点を置くべきか？
- 地域プラットフォームから、公共職業訓練の、科目、具体的訓練プログラムへの注文がどこまで可能か？
- 職業訓練校と職業高校との連携はできないか？

Ⅱ. 全国の就労支援機関で働く就労支援スタッフの研修

1. 就労スタッフ

(1) 障害者総合支援法

- サービス管理責任者(各施設) : 個別支援計画の作成やサービス全体の管理、ハローワークや支援学校などの機関や利用者の家族などその他の関係する機関との連絡・調整などを行う。
- 就労支援員(就労移行支援事業所)
就労移行支援事業所利用者の生産活動のサポートや適性にあった職場探し、就労に向けてハローワークなどの関係機関との連絡や調整、職場体験や面接などに利用者と同行したり、就職後のフォローを行う。
- 職業指導員(各施設)
利用者の生産活動をサポートや職場の規律を指導、1人1人に合った仕事・出来る仕事・希望する仕事などを見極める。
- 生活支援員(各施設)
利用者の健康管理の指導や生活上の悩みなどの相談などを行う。

(2) 障害者雇用促進法

- ジョブコーチ

(3) 生活困窮者自立支援法関係

- 自立支援員

(4) その他

- 難病患者就職サポーター
 - 都道府県就労支援事業者機構就労支援員(刑務所出所者等)
 - ハローワーク職員?
-

2. 望まれる研修内容

1. 多様な就労困難者の特性がより理解できる研修
2. 多様な雇用・就労支援制度の全体が分かりやすく理解できる研修
3. ダイバーシティ就労支援に向けた、地域ネットワークづくり構築の基本を習得できる研修

Ⅲ. キャリアラダーの構築

1. 就労支援スタッフのキャリアラダーの構築

- 職業リハビリテーションを中心に障害者の多様なニーズに対し総合的な対人支援サービスを提供する新たな専門職の資格制度を創設し、職業リハビリテーションはもとより、労働と福祉・医療保健を結ぶキーパーソンとして育成。
- こうした専門職が障害者総合支援法関係施設、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、特別支援学校、特例子会社等、障害者の職業リハビリテーションに関わる広範な職場を横断してキャリアアップを図り、賃金も上昇する「キャリアラダー」（比較的容易に移れるステップの連続）の仕組み構築。
- 具体的には、障害者職業カウンセラーを参考に、広範な職場で活躍できる公的資格（3段階等の「就業困難者職業生活支援士」制度）を構築する等。

2. 就労困難者のキャリアラダーの構築

- 日本的雇用システムが、ジョブ型化等の変容が迫られる中で、セーフティネットの強化とともに、キャリア権に基づく雇用就業政策の見直しの動き。
 - キャリア権とは、人々が、意欲、能力、適性に応じて、希望する仕事を準備、選択、展開し、職業生活を通じて幸福を追求する権利。
（諏訪康雄法政大学名誉教授が提唱し、労働立法等に徐々に取り入れられつつあるものである。）
 - 障害者などの就労困難者についても、ただ雇えばいいではなく、各人の生涯キャリアを見据えた対策を考えなくてはならない時代になっている！
- 